

しゅわ れきし 手話の歴史



ろう（あ）者が集まる場所では、その中で通じる言語として「手話」が使われるようになりました。日本では、明治11年に最初のろう学校（耳が不自由な方の学校）が誕生しました。その後、各地でろう学校が誕生し、手話で教育が行われていました。

しかし、その後、口の動きを読み取ったり、正しい発音を訓練したりすることで日本語を身につけることを目指す「口話教育」になると、学校教育の場での手話は禁止され、手話もあまり認められませんでした。

そのような時期を経て、昭和45年には厚生省による手話奉仕員養成事業が始まり、平成5年には文部省が手話での教育を認め始めました。今では、ろう学校・聴覚総合支援学校でも、手話の教育の時間が設けられています。

手話は教育の場で禁止されるなど、社会から理解されなかった時期もありました。しかし、ろう（あ）者は、自分たちの言葉として手話を使い続けてきました。手話が認められ、公共の場で手話ができるようになるために様々な活動をしてきました。

平成18年に国連で成立した「障害者権利条約」においても「手話が言語であること」や、「手話で教育を受ける権利」が明記され、日本での法（障害者基本法、障害者差別解消法、障害者総合支援法、障害者雇用促進法など）の整備にもつながりました。

滑川市では、音声言語と同様に視覚言語である手話も「言語」として尊重し、聴覚に障がいがある方への理解を進め、手話を広めるため、平成29年に「滑川市手話言語条例」をつくりました。

※手話奉仕員…手話で日常会話のできるボランティアのこと